

平成 29 年 6 月

愛読者各位

株式会社日本法令

『 社労士V 29 年受験 15 年分から厳選！ムダなし！
条文順過去問題集〔国年・厚年編〕 』

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

●国民年金法【法改正】

該当箇所	修正前	修正後
P 43 法 27 条の 2 ～ 27 条の 5 の最 後	—	参考までに、次のプラス α を追加する。 プラス α 平成 29 年度の改定率の改定の基準 ・平成 29 年度における改定率の改定の基準は、例外的に、新規裁定者・既裁定者ともに、「物価変動率(0.999)」とされた。 ・改定の基準が「物価変動率(0.999)」とされたことから、平成 29 年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「0.998*」とされた。 * 0.998 = 平成 28 年度の改定率(0.999) × 物価変動率(0.999) (補足) 厚年法の再評価率の改定の基準も、改定率の改定の基準と同様に、平成 29 年度については、基本的には、新規裁定者・既裁定者ともに、「物価変動率(0.999)」である。
P81 法附則 9 条の 3 の 2 ⑤	平成 28 年度に属する場合の額は、48,780 円〔対象月数：6 月以上 12 月未満〕～292,680 円〔対象月数：36 月以上〕の範囲内において	平成 29 年度に属する場合の額は、49,470 円〔対象月数：6 月以上 12 月未満〕～296,820 円〔対象月数：36 月以上〕の範囲内において
P 87 法 87 条～88 条 の最後	—	参考までに、次のプラス α を追加する。 プラス α 平成 29 年度・平成 30 年度の保険料額 ・平成 29 年度においては、保険料水準

		<p>固定方式により法定の保険料額が 16,900 円とされ、その額が保険料改定率 (0.976) により改定された。その結果、実際の保険料額は 16,490 円とされた (前年度に公表されたものと同様)。</p> <p>・平成 30 年度においては、法定の保険料額 16,900 円が保険料改定率 (0.967) により改定された。その結果、実際の保険料額は 16,340 円とされた。</p>												
P97 法 93 条 ②	2 年間の保険料を前納することができるのは口座振替で納付する場合に限られており、現金では前納することができない	削 除												
P107 法 127 条 囲み中 下から 3 行目	〔日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の者を除く〕	〔日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるものに限る〕												
P111 法 137 条の 2 の 5 ほか ②	137 条の <u>2 の 5</u>	137 条の <u>4</u>												
P 118 [問 10]	—	<p>参考までに、年金額を平成 29 年度価額で計算する問題とする場合、肢 A～E は、次のように改める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">計算式</th> <th style="text-align: left;">年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$</td> <td><u>690,400 円</u></td> </tr> <tr> <td>B $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$</td> <td><u>690,388 円</u></td> </tr> <tr> <td>C $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$</td> <td><u>689,100 円</u></td> </tr> <tr> <td>D $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$</td> <td><u>689,088 円</u></td> </tr> <tr> <td>E $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 400 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$</td> <td><u>696,300 円</u></td> </tr> </tbody> </table>	計算式	年金額	A $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$	<u>690,400 円</u>	B $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$	<u>690,388 円</u>	C $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>689,100 円</u>	D $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>689,088 円</u>	E $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 400 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>696,300 円</u>
計算式	年金額													
A $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$	<u>690,400 円</u>													
B $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 8,500 \text{ 円}}$	<u>690,388 円</u>													
C $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>689,100 円</u>													
D $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 200 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>689,088 円</u>													
E $\frac{779,300 \text{ 円} \times 420 \text{ 月}}{480 \text{ 月} + 400 \text{ 円} \times 36 \text{ 月}}$	<u>696,300 円</u>													
P 130 [問 10] 解説	—	<p>年金額を平成 29 年度価額で計算する問題とした場合、解説は次のようになる。</p> <p><老齢基礎年金の額> $= \frac{779,300 \text{ 円} \times 420}{480} = \underline{681,887.5 \text{ 円}}$</p>												

		<p>681,888 円</p> <p><付加年金の額></p> <p>=200 円×36 月=7,200 円</p> <p>正解 D : 689,088 円</p> <p>プラス α</p> <p>したがって、正解は D [計算式： <u>779,300 円</u>×420 月／480 月+200 円× 36 月] となる (法 17 条 1 項、27 条、 44 条)。</p> <p>本問では直接の論点とはされていないが、平成 29 年度における老齢基礎年金の満額は、<u>779,300 円</u>とされている。これは、法定額 [=780,900 円] に改定率 [=0.998] を乗じて得た額である。</p>
--	--	---

●厚生年金保険法【法改正】

該当箇所	修正前	修正後				
P 139 法 12 条 必須の知識 表の(5)の右欄 の最後 2 行	・特定適用事業所 (従業員数 500 人超え) に使用される	・特定適用事業所 (従業員数 500 人超え) に使用される 又は、 <u>労使合意に基づく適用拡大の申出</u> をした特定適用事業所以外の適用事業所 (従業員数 500 人以下) [任意特定適用 事業所] に使用される 〈補足〉国・地方公共団体の適用事業所 は、規模にかかわらず、特定適用事業 所と同様の取り扱いとなる				
P 155 法 27 条① 必須の知識 事業所・事業 主関係の表の 最後	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td>○特定適用事業所の不該当の申出</td> </tr> </table>	—	○特定適用事業所の不該当の申出	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td> ○特定適用事業所の不該当の申出 ○任意特定適用事業所の申出 ○任意特定適用事業所の取消しの 申出 </td> </tr> </table>	—	○特定適用事業所の不該当の申出 ○任意特定適用事業所の申出 ○任意特定適用事業所の取消しの 申出
—	○特定適用事業所の不該当の申出					
—	○特定適用事業所の不該当の申出 ○任意特定適用事業所の申出 ○任意特定適用事業所の取消しの 申出					
P 159 法 98 条 確認の 2	2 厚生労働大臣は、・・・、当該受給権者 に係る <u>住民票コード</u> の報告を求めること ができる。	2 厚生労働大臣は、・・・、当該受給権者 に係る <u>個人番号</u> の報告を求めることがで きる。				
P 190 法 46 条	② ……支給停止調整額 (<u>470,000 円</u>) を超えているため、その合計額から支給	② ……支給停止調整額 (<u>460,000 円</u>) を超えているため、その合計額から支給				

②	停止調整額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額である <u>25,000 円</u> に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。	停止調整額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額である <u>30,000 円</u> に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。
P 190 法 46 条 ⑤	⑤ ……支給停止される月額が <u>25,000 円</u> となる。	⑤ ……支給停止される月額は <u>20,000 円</u> となる。
P 191 法 46 条 必須の知識 <支給停止額の計算式>	<u>47 万円</u> (4カ所)	<u>46 万円</u> (4カ所)
P 191 法 46 条 ⑤	⑤ × 1 項。設問の場合、支給停止される月額は、「 <u>20,000 円</u> 」である。 ※計算過程……（基本月額 150,000 円 + 総報酬月額相当額 360,000 円（賞与がないため標準報酬月額と同額） - 支給停止調整額 <u>470,000 円</u> ） × 2 分の 1 = 「 <u>20,000 円</u> 」	⑤ × 1 項。設問の場合、支給停止される月額は、「 <u>25,000 円</u> 」である。 ※計算過程……（基本月額 150,000 円 + 総報酬月額相当額 360,000 円（賞与がないため標準報酬月額と同額） - 支給停止調整額 <u>460,000 円</u> ） × 2 分の 1 = 「 <u>25,000 円</u> 」
P 200 法附則 11 条 プラス α 4 行目	……(28 万円又は <u>47 万円</u>)……	……(28 万円又は <u>46 万円</u>)……
P 201 法附則 11 条 必須の知識 60 歳台前半の 在職老齢年金 の支給停止額 の計算式	<u>47 万円</u> (9カ所)	<u>46 万円</u> (9カ所)

● 国民年金法【正誤】

該当箇所	誤	正
P79 法 52 条の 4 ①	120,000 円～360,000 円の範囲内で	120,000 円～ <u>320,000 円</u> の範囲内で

● 厚生年金保険法【正誤】

該当箇所	誤	正																		
P 143 法附則 4 条の 3、4 条の 5 必須の知識 2 つ目の★ 資格喪失時期 3 行目	…の受給権をしたとき（翌日）	…の受給権を <u>取得</u> したとき（翌日）																		
P 149 法 20 条 必須の知識 標準報酬月額 の表	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">等 級</td> <td style="text-align: center;">標準報酬月額</td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 級</td> <td style="text-align: center;">88,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>104,000 円</u></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">： ；</p>	等 級	標準報酬月額		第 1 級	88,000 円		第 2 級	<u>104,000 円</u>		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">等 級</td> <td style="text-align: center;">標準報酬月額</td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 級</td> <td style="text-align: center;">88,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 級</td> <td style="text-align: center;"><u>98,000 円</u></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">： ；</p>	等 級	標準報酬月額		第 1 級	88,000 円		第 2 級	<u>98,000 円</u>	
等 級	標準報酬月額																			
第 1 級	88,000 円																			
第 2 級	<u>104,000 円</u>																			
等 級	標準報酬月額																			
第 1 級	88,000 円																			
第 2 級	<u>98,000 円</u>																			
P 149 法 20 条 ②	…その範囲は、第 1 級 <u>98,000 円</u> から…	…その範囲は、第 1 級 <u>88,000 円</u> から…																		